

四万十森林管理署庁舎内における飲料水等自動販売機設置運営管理事業仕様書

1 使用許可物件

位置及び面積については仕様書別紙 1-1、1-2 のとおり

2 使用許可料

使用許可料は、毎年四国森林管理局が発行する納入告知書により、四国森林管理局が定める期日までに使用料の全額を納付すること。

3 販売品目

基本事項

販売品目は、一般市場で認知、指示されている清涼飲料水とし、酒類及びノンアルコール飲料の販売は認めない。

4 販売価格

商品の販売価格は、希望小売価格を超えない額とすること。

なお、消費税及び地方消費税の引上げ等により標準小売価格を変更する場合は、事前に施設管理者に届け出ること。

5 自動販売機(以下「自販機」という。)の仕様及び規格

(1) 省エネ、ノンフロン方式等の環境配慮仕様とすること。

(2) 自販機には転倒防止策を施すこと。

(3) 貸付面積には、転倒防止、放熱余地の設置部分を含む。

(4) 自販機のデザインは公序良俗に反しないものであること。

6 維持管理責任

(1) 商品管理、売上金回収・つり銭補充等の金銭管理等、自販機の維持管理については、公募説明書に定めた国有財産の使用許可申請の手続きを行った事業者(以下「事業者」という。)が適切に行うこと。

(2) 盗難及び故障等により商品及び自販機が汚損又は毀損したときは、事業者の負担により速やかに復旧すること。この場合の損害について、四万十森林管理署の責任に帰することが明らかな場合を除き、四万十森林管理署はその責を負わない。

(3) 回収箱内にある使用済容器は、設置事業者の責任で適切に回収、リサイクルを行うこと。

(4) 自販機の故障、問い合わせ及び苦情については、事業者の責任において対応すること。また、自販機に故障時等に対応できる連絡先を明記すること。

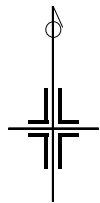
7 必要経費

(1) 自販機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等一切の費用は事業者の負担とする。

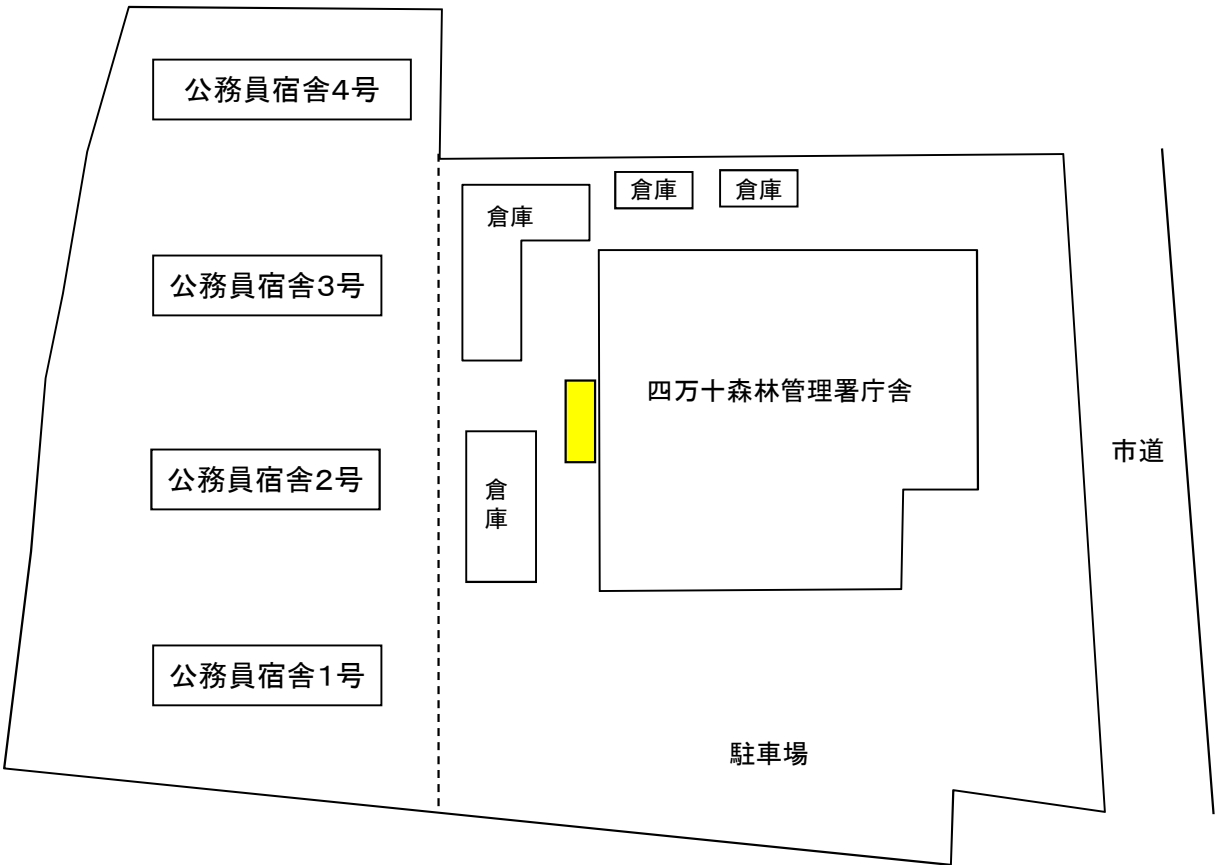
(2) 自販機の運転に必要な光熱費は全額を事業者の負担とする。電気料については、子メーターの指示値により計測した使用量に基づき四万十森林管理署が算出した額とし、四国森林管理局が発行する納入告知書により、指定する期日までに納入すること。

8 原状回復

事業者は貸付期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、速やかに原状に回復すること。原状回復に要した費用は事業者が負担することとし、事業者は一切の補償を四万十森林管理署に請求することができない。



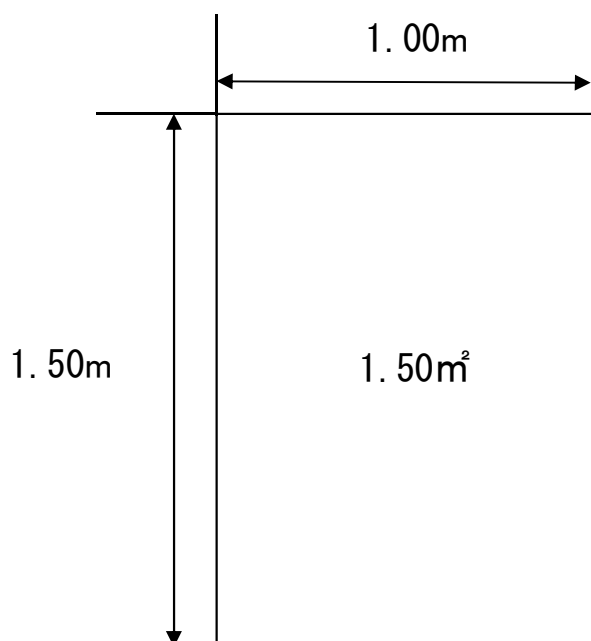
四万十森林管理署自動販売機設置位置図
高知県四万十市中村丸の内1707-34



凡 例	
自動販売機設置場所	

四万十森林管理署自動販売機設置場所平面図
高知県四万十市中村丸の内1707-34

$$S = \frac{1}{20}$$



$$1.50 \text{ m} \times 1.00 \text{ m} = 1.50 \text{ m}^2$$

面積： 1.50 m²

※面積には、自動販売機用ゴミ箱の設置面積も含める。